

社会福祉法人 長寿の里 かしわ翔裕園  
居宅介護支援事業運営規定

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長寿の里が開設する指定居宅介護支援事業所「かしわ翔裕園居宅介護センター」(以下「事業所」という)が行う居宅介護支援事業(以下「事業」)の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等(以下「要介護者等」という)に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮した支援の提供を行うものとする。

2 事業にあたっては、利用者の心身状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮した支援の提供に努めるものとする。

3 支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に努めるものとする。

4 事業の運営に当たっては、市町村、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設との綿密な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称     かしわ翔裕園居宅介護支援センター
- (2) 所在地     柏市南逆井4丁目9番4号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者  
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 介護支援専門員                   1名(常勤1名以上)  
介護支援専門員は、居宅介護支援事業を行い、要介護者等の能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう援助を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営 業 日     月曜日から金曜日までとする。  
(ただし、12月30日から1月3日まで、及び祝祭日を除く)
- (2) 営業時間     9:00~18:00 までとする。
- (3) 連絡体制     電話等により、24時間常時連絡可能な体制をとる。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとし、利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、無料とする。

- (1) 利用者相談受付場所については、原則的にかしわ翔裕園内相談室にて行うものとする。但し、利用者にやむを得ない理由がある場合においては、利用者宅などにて相談を行うものとする。
- (2) サービス担当者会議については、かしわ翔裕園内相談室にて行うものとする。但しやむを得ない理由がある場合、会議にふさわしい場所で行うことも出来る。
- (3) 利用者の居宅訪問については、原則として月に1回とする。但し、利用者の希望がある場合、又、介護支援専門員が必要と認めた場合はこの限りではない。
- (4) 課題分析票については、「居宅サービス計画ガイドライン」を使用するものとする。但し、介護支援専門員が必要と認めた場合は、この限りではない。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、柏市、松戸市、流山市、鎌ヶ谷市とする。但し、利用者の選定を受け、面接調査の範囲等の場合はこの限りではない。なお出張交通費は、いかなる交通機関を利用した場合も次の額とする。

- (1) 柏市全域は無料
- (2) 第7条(1)以外で事業所から、片道おおむね20キロ以上、600円

(虐待防止に関する事項)

第8条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
  - (3) 介護支援専門員に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

第9条 事業所は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図るものとする。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - (3) 介護支援専門員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(その他の運営についての留意点)

第 10 条 事業所は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 1 回以上
- (3) 自主研修 随時 但し、管理者がサービスの資質向上につながると認めた場合。

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人長寿の里理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。